

令和5年度「未来の妊娠・出産を考えるきっかけづくり事業」における 若者世代向け広報及び講演会等実施業務委託企画提案競技 実施要項

1 趣旨

本要項は、「令和5年度「未来の妊娠・出産を考えるきっかけづくり事業」における若者世代向け広報及び講演会等実施業務」（以下「本業務」）において、企画提案競技により、業者を選定するために必要な事項を定めるものである。

2 企画提案競技に付する事項

(1) 業務名

令和5年度「未来の妊娠・出産を考えるきっかけづくり事業」における若者世代向け広報及び講演会等実施業務

(2) 業務の目的

令和3年2月に国により策定された「成育医療等の提供に関する施策の総合的な推進に関する基本方針」において、「男女を問わず、相談支援や健診等を通じ、将来の妊娠のための健康管理に関する情報提供を推進するなど、プレコンセプションケア（受胎前の健康管理）に係る体制整備を図る」とされたこと等を踏まえ、本県においても標記事業を令和4年度より実施している。

この事業では、子ども・若者が主体的に将来を選択できるよう、妊娠・出産等に関する医学的・科学的な知識や支援制度を踏まえたライフプランニングを考えるきっかけを提供することを目的としている。

また、本事業は、子ども・若者が主体的に将来を選択することに資するものであることから、本県の一層の活性化及び県民サービスの向上の一環として官民学が連携し、若者世代に訴求力のある効果的・効率的な事業として実施することを想定している。

(3) 業務内容

別添「仕様書（案）」による。

(4) 履行期限

令和6年3月31日（日）

(5) 契約上限金額

2,376千円以内（消費税及び地方消費税を含む）

※ この金額は本業務の予定価格を示すものではなく、企画内容の規模を示すものである。

3 企画提案競技に参加する者に必要な資格

以下のすべてを満たす者とする。

- (1) 本事業の実施について、県からの求めに応じて協議に対応できる体制を

整えていること。

- (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4第2項の各号に該当すると認められる事案があった後2年を経過しない者でないこと。また、その者を代理人、支配人その他の使用人または入札代理人として使用する者でないこと。
- (4) 参加申込書の提出の日から委託候補者を選定するまでの間に、国又は地方公共団体との契約に関して、指名停止の措置を受けていないこと。
- (5) 会社更生法第17条又は民事再生法第21条の規定による更生手続又は再生手続の開始の申立てがなされた場合は、更生計画の認可決定又は再生計画の認可決定がなされていること。
- (6) 主たる事業所の所在地の都道府県における最近1事業年度の都道府県税の滞納がないこと。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団又は第6号に規定する暴力団員若しくはこれら暴力団及び暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者がいないこと。

4 質問書

本企画提案競技に関して質問があるときは、質問書(様式2)を提出し、回答を求めることができる。

- (1) 提出方法
質問書(様式2)により、電子メールにて提出する。
なお、上記以外の来課や電話等による質問は受け付けない。
- (2) 提出期限
令和5年10月17日(火) 午後5時15分まで
- (3) 質問への回答
令和5年10月20日(金) 午後5時15分までに、すべての参加者に対し、電子メールで回答する。

5 企画提案の方法等

- (1) 提出書類
 - ① 企画提案書届出書(様式1)
 - ② 企画提案書(任意様式)
提案書の内容は別添「仕様書(案)」のとおりとする。
 - ③ 事業費内訳書(任意様式)
 - ④ 企業概要パンフレット等(任意様式)
 - ⑤ 誓約書及び役員名簿(様式3)
- (2) 提出期限
令和5年10月27日(金) 午後5時15分まで
- (3) 提出部数
8部(原本1部)

(4) 提出方法

持参または郵送

(5) 提出等に係る留意事項

- ① 企画提案書の提案は、1者につき2案までとする。
- ② 企画提案書の規格は、A4判又はA3判の折り込みとする。
- ③ 提出された企画提案書は返却しない。また、提出後の修正は認めない。
- ④ 期限までに提出されなかった企画提案書は、いかなる理由があっても選定されない。
- ⑤ 企画提案書は、受託者選定作業等必要な範囲において、複製することがある。
- ⑥ 採用された企画提案書の使用権は、鹿児島県に帰属する。
- ⑦ 受託者決定後は、県と十分に協議しながら事業内容を決定することとし、企画の一部を修正又は変更する場合がある。
- ⑧ 企画書作成及び提出に関する経費は、企画提案者の負担とする。
- ⑨ 採用された提案内容については、行政機関が取得した文書について開示請求があった場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合がある。
- ⑩ 使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

6 選考及び契約の締結

(1) 審査・選考の方法

選考委員会を開催し、審査の結果、最も優れているとされた企画提案書を提出した者を契約の相手方の候補者として決定する。

企画提案のプレゼンテーションは、実施しない。

なお、審査に際し、内容等で確認を要する事項がある場合には、企画内容について問合せを行う。

(2) 選考結果

選考結果は、企画提案者全員に対して書面により通知する。

なお、審査結果についての異議申し立ては、一切受け付けない。

(3) 契約の締結

県は、契約の相手方の候補者として決定された者と協議の上、業務委託契約を締結する。

7 手続きの流れ

| | |
|---------------|---------------|
| 令和5年10月10日（火） | 企画提案の募集開始 |
| 令和5年10月17日（火） | 質問書提出期限 |
| 令和5年10月20日（金） | 質問書への回答 |
| 令和5年10月27日（金） | 企画提案書提出締切 |
| 令和5年11月上旬 | 審査・選考 |
| 令和5年11月中旬 | 委託契約の締結及び業務着手 |

8 応募・問合せ先

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10-1

鹿児島県くらし保健福祉部子ども家庭課母子保健係 青木

TEL : 099-286-2775 FAX : 099-286-5560

E-mail : boshi@pref.kagoshima.lg.jp

9 注意事項

- ・ 企画提案競技の参加に当たり知り得た情報は、他に漏らさないこと。
- ・ 事業の実施にあたっては鹿児島大学医学部保健学科看護学専攻課成育看護学講座と連携を図ることとする。